

【重要事項説明書・別紙1】

○ 料金規程

1. 基本料金(厚生労働大臣の定める基準による。)

(1)通所リハビリテーション

①基本部分

区分	利用者負担額
要介護1	726 円/回
要介護2	875 円/回
要介護3	1,022 円/回
要介護4	1,173 円/回
要介護5	1,321 円/回

②各種加算

加算項目	利用者負担額
入浴介助加算	50 円/回
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	230 円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(-6月)	1,020 円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(6月-)	700 円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算(-3月)	110 円/回
生活行為向上リハビリテーション実施加算(-3月)	2,000 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月-6月)	1,000 円/月
社会参加支援加算	12 円/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240 円/回
若年性認知症利用者受入加算	60 円/回
栄養改善加算	150 円/回
口腔機能向上加算	150 円/回
重度療養管理加算	100 円/回
通所リハ送迎減算	-94 円/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6 円/回

(2)介護予防通所リハビリテーション

①基本部分

区分	利用者負担額
要支援1	1,812 円/月
要支援2	3,715 円/月

②各種加算

加算項目	利用者負担額
通所リハ送迎減算(要支援1)	-376 円/月
通所リハ送迎減算(要支援2)	-752 円/月
運動器機能向上加算	225 円/月
栄養改善加算	150 円/月
口腔機能向上加算	150 円/月
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480 円/月
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700 円/月
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)	24 円/月
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	48 円/月

③介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※(1)通所リハビリ及び(2)介護予防通所リハビリに共通

①及び②の合計に、1000分の34を乗じた額

《基本料金合計》

①+②+③が、法定代理受領サービスの場合の利用者負担額(1割)となります。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合にあっては、いったん介護報酬告示額にて算定される料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行しますので、これを後日市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

2. その他の料金

区分	内容等
食費	・朝食300円 ・昼食350円 ・夕食400円
通常地域外交通費	・実費
時間外費用	・実際の要した時間における介護報酬の告示上の額と、居宅介護サービス計画上の介護報酬の告示上の額の差額(利用者負担分のみ)。
おむつ代	・パッドタイプ 25円
	・フラットタイプ 40円
日常生活費	・テープ式パンツタイプ 100円
	・パンツタイプ 100円
日常生活費	・実費

3. 料金の支払方法

料金は、月ごとの清算とし、毎月末で締め、翌月5日までに請求しますので、請求月の15日までに、以下のいずれかによりお支払いください。なお、支払いに係る手数料は利用者負担でお願いいたします。また施設は、料金の支払を受けたときは領収書を発行します。再発行できませんので大切に保管ください。

【通所リハビリテーション元亀の里】

【元亀の里】(介護予防)通所リハビリテーション